

宮城県農作物凍霜害防止対策月間実施要領

(趣旨)

第1 県は、農作物の凍霜害防止対策を図るため、晩霜等に係る気象情報を的確に把握し、市町村、関係機関及び農業者等（以下「関係機関等」という。）に対しての伝達及び、凍霜害防止対策の普及・啓発を図るための期間として、宮城県農作物凍霜害防止対策月間（以下「凍霜害防止対策月間」という。）を定める。

(推進活動)

第2 県は、凍霜害防止対策月間において、関係機関等の協力の下に、降霜等による被害発生の防止を目的とした技術指導、広報活動等を行う。

2 県は、年毎に凍霜害防止対策のための実施方針を定め、技術指導を行うための凍霜害防止技術対策指針及び被害発生後の技術対策指針等を作成するとともに、関係機関等に積極的に広報活動を行い、周知徹底を図るものとする。

(設置期間)

第3 凍霜害防止対策月間の設置期間は、年毎に別に定めるものとする。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成8年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月19日から施行する。